



### 改正フロン回収・破壊法

今年の2月号で改正フロン回収・破壊法を書きましたが、先日埼玉県フロン回収・処理推進協議会の総会と共に行われた技術研修会で再び勉強をしてまいりました。やはり、一番の注目点は工程管理票がどのように改良されたかかどうかでした。

結論から言いますと直接依頼(機器の所有者から回収業者)の件について対応はできる物でした。その他のケースについては記入見本を常に伝票と一緒に付けてまわさないと難しいと思います。

当社では、お客様から直接依頼されました業務用冷房冷蔵機器につきましてはフロン回収及び機器の処理をお受けしていきます。ただし、現地での回収作業とフロンガスの内容量が1kg以下/台につきましては申し訳ありませんがお受けできません。フロンガスの入っていない機器であれば通常通りお受けいたします。購入しました機器メーカー等にお問い合わせください。家庭用の冷蔵庫やエアコン(製造メーカーが家庭向けにつくったもの)につきましては家電リサイクル法による処分をお願い致します。

工程管理票の販売については「有限責任中間法人フロン回収推進産業協議会」で9月頃に販売する予定になっているそうです。今の所、何部単位とか、どのような形で販売するのかなどは未定とのことでした。100部単位での販売は使い切れないことから1部単位の販売の検討をお願いしたいところです。

### 燃料問題

最近再び、というか全体的にガソリン価格が上が

っています。枯渇資源なのでなるべく使用しないようにしたいのですが、なかなかそうもいかに無駄な使用をしないように常に努力しています。

さて、この燃料問題、価格面ではなくて、CO<sub>2</sub>排出抑制の面から注目されているのがバイオ燃料(サトウキビ・とうもろこし・小麦などから作られるエタノール)です。注目点はこの燃焼からのCO<sub>2</sub>は排出量にカウントされないということです。光合成により吸収したCO<sub>2</sub>が再び大気中に戻り、その全体量は変化しない(カーボンニュートラル)。つまり100%バイオ燃料で走る車はCO<sub>2</sub>排出量にカウントしなくてもよいということになります。が現在のところ「揮発油等の品質確保等に関する法律」により混合する場合エタノールは3%までと決められています。各自動車メーカーがバイオエタノール車の研究はしています。今のところ国内では対応車両は市販化されてはいません。もちろん技術的(ガソリンに対し10~25%混合)にはすぐにも可能でしょう。実用化に向けて、クリアしなければいけない課題、まずは法律や税制面から見直さなければインフラも何も進まないでしょう。

では本当にいいことばかりか、といえば課題はまだまだ多く、食物を使うというところで自給率が低い日本でどのように原料となる作物を手に入れるか。いきなり作付面積が増えるわけでもないのだから当然取り合いに。輸入という手もありますが、それらの影響はそれを原料とする食品の価格上昇を招きます。実用化が進んでいるアメリカでは、とうもろこしを餌にしている鶏や牛からの製品、卵や牛乳が高騰することとなりました。日本もこのような現状を対策した上での導入が望まれます。現在は試験的に3%混合した物が販売されています。当社の近所では、瑞穂町の栗原新田の交差点の角にできたスタンドで販売しています。現在の状況は、生産コスト高のところに加え、税金面がガソリンと同じ扱いになるので普通のガソリンより割高になります(実売価格は通常のレギュラーガソリンと同じです)。その差額分を経済産業省、石油連盟が負担しています。

### 時間とは？

ここ数年、年を経ているせいかもしれない時間の流れている速度(?)が早まっている気がします。24時間はあるのだけれども、それがもっと短く感られる。この流れは個人的なものか、地球的なものか、宇宙的なものか、考えずにはいられません。